

令和4年度九州大学社会教育主事講習（一部科目指定講習）実施要項

1 目 的

社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、社会教育主事の職務を遂行するのに必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となり得る資格を付与することを目的とする。

2 主 催

文部科学省・国立大学法人九州大学・福岡県教育委員会・佐賀県県民環境部まなび課・大分県教育委員会・長崎県教育委員会・沖縄県教育委員会・山口県教育委員会

3 実施機関

国立大学法人九州大学

4 開催期日及び会場

期 日：令和4年7月23日（土）、8月3日（水）～5日（金）、
8月8日（月）～12日（金）

会 場：九州大学及びオンライン

◎九州大学（伊都キャンパス）：7月23日（土）、8月11日（木）
計2日間

所在地：福岡市西区元岡744番地

JR筑肥線「九大学研都市駅」→昭和バス「九大ビッグオレンジ」下車

※キャンパス内全面禁煙であることに留意すること。

※駐車場に限りがあるため、公共交通機関での来学を歓迎する。

◎オンライン：8月3日（水）～5日（金）、
8月8日（月）～10日（水）、
8月12日（金）

計7日間

5 科目名、単位数、配当時間数及び担当講師

社会教育主事講習等規程第3条による2科目4単位を、別表のとおり開設する。

社会教育経営論 2単位

生涯学習支援論 2単位

（ただし新型コロナウイルスの感染状況によっては、内容を変更する可能性がある。）

6 日 程

別紙日程表（案）のとおり実施する。

7 受講資格及び受講定員

社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する者のうち、主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者 20名

(ただし、申込み時点における受講者本人の居住地又は勤務地が本講習を主催する以下の6県に該当する者に限る。福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県、山口県)

8 受講申込みの方法

受講希望者は、次の関係書類を添えて、令和4年5月20日(金)までに居住地又は勤務地の県教育委員会に申し込むこと。

- (1) 社会教育主事講習受講申込書1通(所定様式)
- (2) 社会教育主事講習修了証書の写1通
- (3) 履歴書(写真貼付・所定様式)1通
- (4) 写真1葉(タテ4.5 cm×ヨコ3.5 cm、裏面に勤務県名・氏名を記入のこと。)
- (5) 返信用封筒1枚〔角形2号(タテ33.2 cm×ヨコ24.0 cm)封筒に住所・氏名を記入の上、400円切手(郵便料140円・速達料260円)を貼ること。〕

●問合せ先

【福岡県】(※市町村担当課を通じて申し込むこと。)

〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7-7 福岡県教育庁教育振興部社会教育課
TEL:092-643-3887 FAX:092-643-3889

【佐賀県】〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁県民環境部まなび課

TEL:0952-25-7313 FAX:0952-25-7406

【長崎県】〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁生涯学習課

TEL:095-894-3363 FAX:095-894-3477

【大分県】〒870-8503 大分県大分市府内町3-10-1 大分県教育庁社会教育課

TEL:097-506-5528 FAX:097-506-1798

【沖縄県】〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37南部合同庁舎4階

沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センター

TEL:098-864-0474 FAX:098-864-0476

【山口県】〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県教育庁社会教育・文化財課

TEL:083-933-4650 FAX:083-933-4669

9 受講者の決定

令和4年6月中旬に開催予定の運営委員会で決定後、通知する。

10 受講者の参集日時及び場所

日 時:令和4年7月23日(土)午前9時00分

場 所:九州大学(伊都キャンパス)(福岡市西区元岡744番地)

11 受講に要する経費等

6,000円程度（オンライン環境整備にかかわる経費を含む受講負担金）

※対面スクーリングへの出席にかかる旅費、食費、宿泊費、オンライン講習等の受講に伴い発生する通信費等は、受講者の負担とする。

※九州大学はWi-Fiの使用が可能である。

12 社会教育士について

令和2年度より社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布により、新カリキュラム運用となっている。令和2年以降の講習修了者は、「社会教育士（講習）」を称することができる。令和元年度までの修了者も、全4科目（8単位）中2科目（4単位）の一部科目指定講習受講により、同様に称することができる。

13 健康管理について

受講を申し込む際は社会教育主事講習受講申込書の健康状況欄に、留意点の有無及び差し支えない範囲で、具体的な留意点等について記入すること。家族等の緊急連絡先は、全員必ず記載すること。

申し込み後に生じた疾病等についても、差し支えない範囲で、留意点等について事務局に連絡すること。本欄で得られた情報については、講習運営以外の目的で使用しないものとする。また、記載したことにより本人に不利益が生じることはない。

講習期間中の事故、病気、怪我などに備え、予め傷害保険に加入するなどして各自の責任で万全を期して参加すること。

14 新型コロナウイルス関係

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、開催形式を変更することがある。
- (2) 講習開始前、もしくは講習期間中に37.5℃以上の発熱や風邪の症状があった場合には、受講を認めない場合がある。
- (3) 1日2回（朝と夜）の検温の実施と記録、講習受講中のマスク着用を義務付ける。
また、こまめな手洗いや、食事中を含む他者との会話時のマスク着用も徹底する。

15 その他

- (1) 本講習に関する事務連絡、問い合わせ等は、九州大学学務部学務企画課または関係各県教育庁社会教育主事担当課に行うこと。
- (2) 本講習では、演習等でパソコンを使用する。受講者各自でノートパソコンを準備すること。パソコンの貸し出しは行わない。

【備 考】

○ 社会教育主事講習等規程（昭和26年6月21日文部省令第12号）

第2条 講習を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 四 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあった者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

（注）法第9条の4第1号

- イ 社会教育主事補の職にあった期間
- ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
- ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）